

平成22年12月24日

公共工事の品質確保の促進に関する懇談会
企業評価部会（平成22年度 第2回）

資料2

2. 発注標準に関する課題と対応案について

発注標準(等級別登録)に関する基本的な考え方(案)

平成22年9月30日公共工事の品質確保の促進
に関する懇談会企業評価部会 資料より

従来の考え方

- ① 契約を履行する能力は、契約の規模とその者の有する資本力等の相対的関係において判断されるものであることから、等級を分けて登録

※「最新会計法精解」(平成9年8月、牧野治郎編)等を参考に作成

- ② 同等の同能力を持つ者同士が過度な競争を避け、十分な競争環境の確保

価格競争方式 ⇒ 総合評価方式
への移行

これからの考え方(案)

- ① ⇒ 契約を履行する能力の評価は、発注標準だけでなく、総合評価方式や入札ボンド等により役割分担 … 役割が減少
- ② ⇒ 十分な競争環境を確保するためには、企業の能力毎に発注量に合ったバランスのよい参加機会を提供
 - … 相対的な役割が依然として存在
 - … 特に、地域企業の受注機会の確保を図るために必要

課題1

⇒発注量、発注する工事内容と登録企業数の適正なバランス

- a) 等級区分については、各区分毎の登録企業数当たりの発注量、登録企業の技術力、地域企業への配慮等の観点から、**等級区分の新設・統合、工事の難易度を活用した区分の設定・見直し等**について検討する。
- b) 等級区分については、**区分毎の総合点数の範囲は、各地整毎に異なるものであるが、その整合性について整理する。**
- c) 合わせて、発注する工事内容に対して、適切な工種区分の設定方針を検証する
(特に包括的な工種である一般土木、維持修繕等)

課題2

⇒企業の技術力向上のための努力が十分反映される制度設計

- a) 登録企業が技術評価点を高くするようにモチベーションを持つよう、**上位等級への参入等の制度設計**について検討する。
- b) **技術評価点ゼロ点企業について、最下位等級への位置づけ**が適当か否かについて検討する。
- c) 前回に引き続き、**経過措置の適否**について検討する。

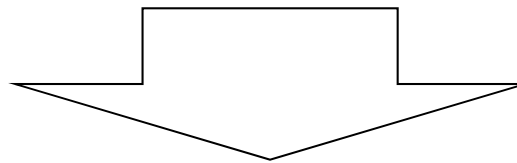
課題3

⇒実績のない企業、地域企業の受注機会に対する配慮

- ・直轄工事の実績のない企業の参入機会の確保については、当該企業の技術力を十分反映されるよう、競争参加資格登録、発注標準、個々の工事毎に設定する競争参加資格要件(実績要件)等について配慮すべき事項を検討する。
- ・地域企業の受注機会に対する配慮については、地域企業が当該地域の経済、社会を支える基幹企業であるとともに、災害発生時には、復旧活動等に不可欠な企業であることを鑑み、競争参加資格登録、発注標準、個々の工事毎に設定する競争参加資格要件(地域要件)等について配慮すべき事項を検討する。

(1) 等級の統合・新設に関する基本的な考え方(案)

- ▶ 当該等級に該当する工事施工に必要な技術力、経営力、登録企業当たりの発注量、地域企業への配慮等を総合的に勘案して、十分な競争環境の確保を図る観点から等級区分の見直し(統合・新設、境界値の見直し)を検討する。



分析の視点

- ▶ 等級毎に該当する工事施工に必要な技術力・経営力に大きな差があるのか
- ▶ 等級毎の登録企業当たりの発注量は均衡が図られているか

(2) 一般土木(①等級区分毎の企業・工事特性)

- ▶ 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、C・D等級の点数が近似しているものの、A・B・C等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A・B等級はほぼ全ての地整に登録しているが、C・D等級は1～2地整のみの登録となっている。
- ▶ 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級	C等級	D等級
企業特性	平均総合点数	2,835	1,847	1,056	833
	平均経営事項審査点数	1,617	1,348	954	827
	平均技術評価点数	1,218	499	101	6
	登録地整数	7.9	7.0	1.7	1.2
工事特性	直轄工事件数	189	221	2,845	343
	(シェア)	(5.3%)	(6.1%)	(79.1%)	(9.5%)
	直轄工事金額(百万円)	252,936	88,189	400,882	16,354
	(シェア)	(33.4%)	(11.6%)	(52.9%)	(2.2%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	1,338.3	398.6	140.9	47.6

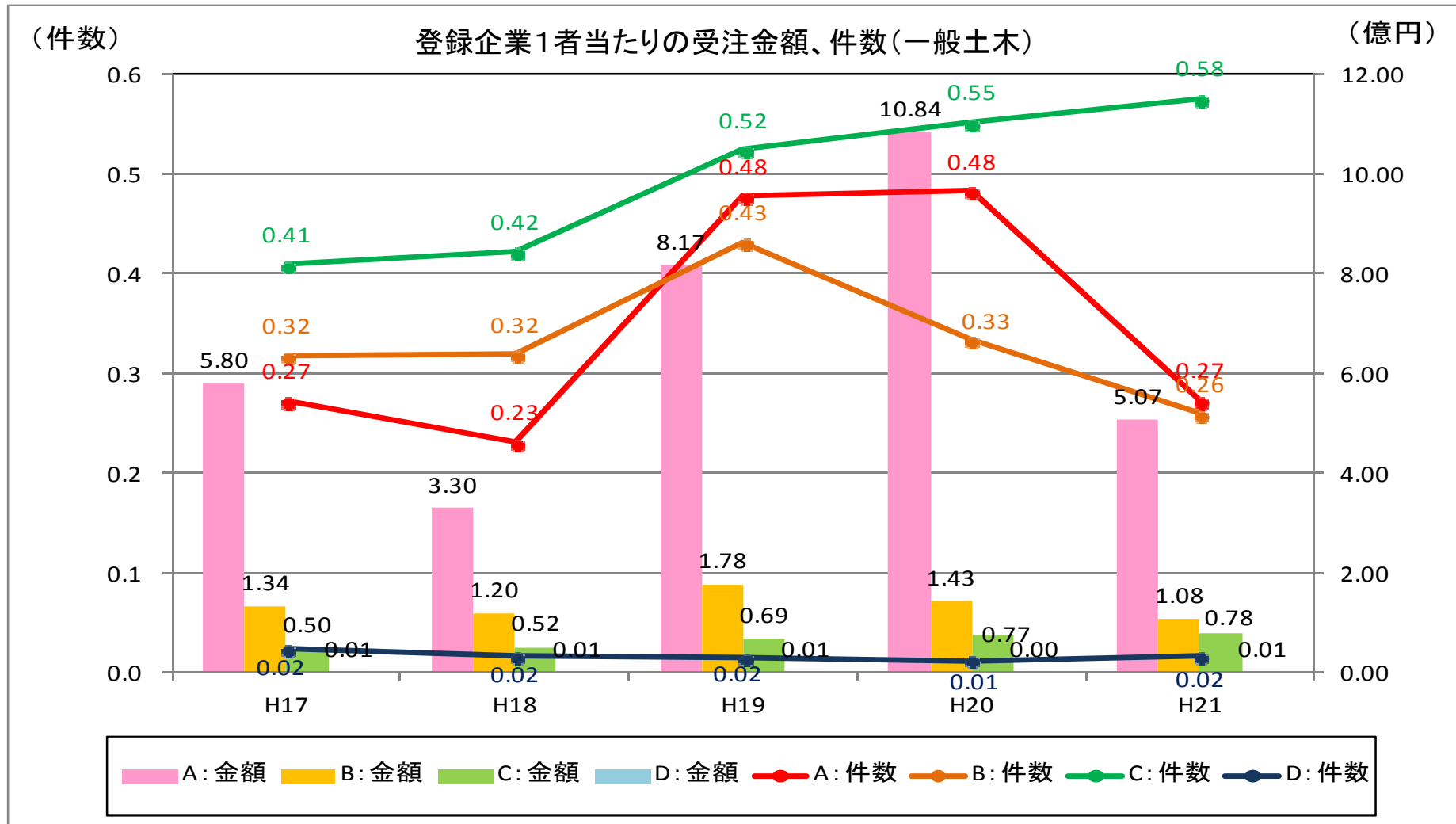
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

(2) 一般土木(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

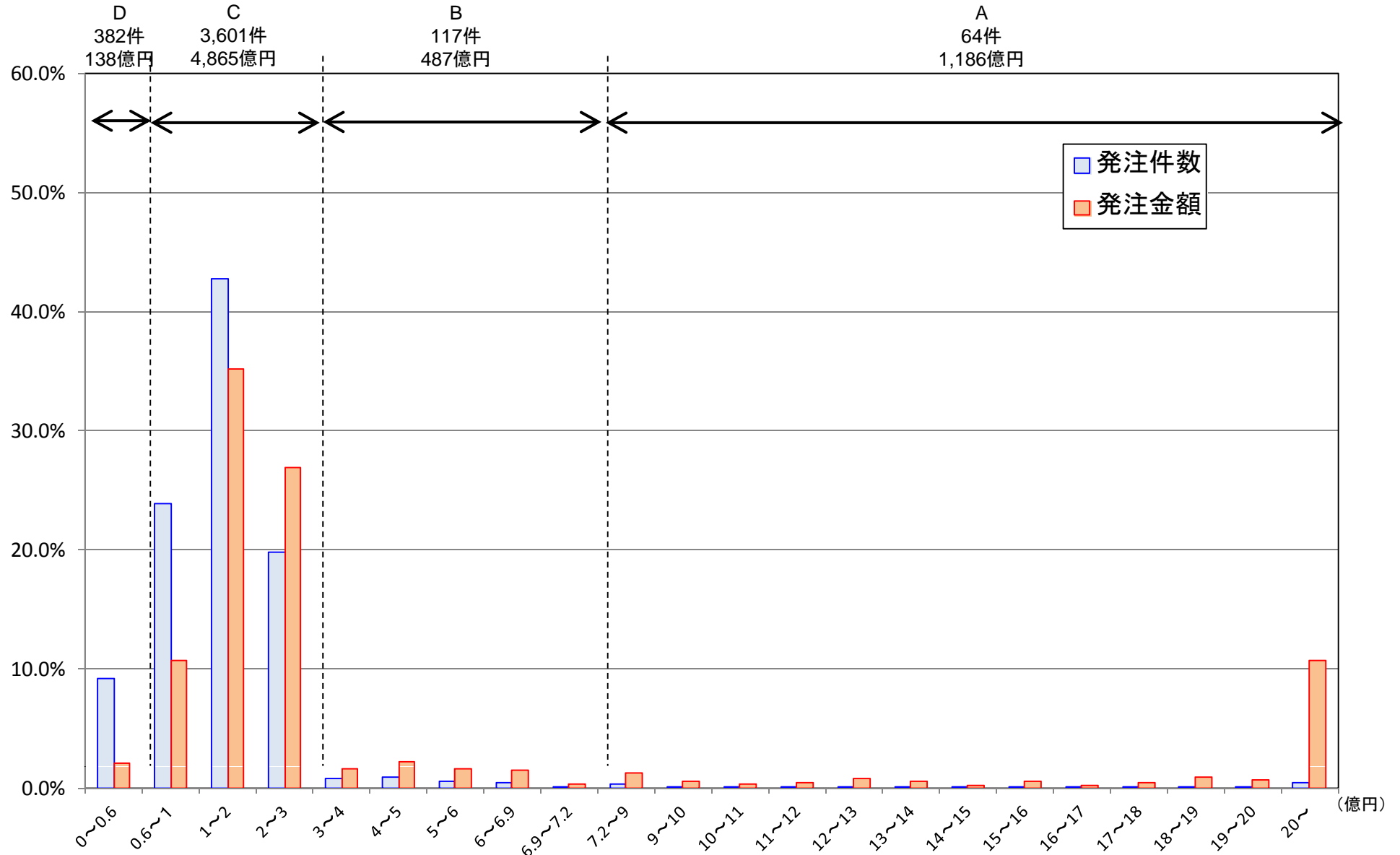
➤ 等級毎の登録企業1者当たりの受注件数は、D等級を除きほぼ均衡が図られていると考えられる。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

【課題1-a)】等級区分(等級の統合・新設)について

(2) 一般土木(③発注規模別件数、金額)



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(3)As舗装(①等級区分毎の企業・工事特性)

- 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、B・C等級の点数が近似しているものの、A・B等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A等級はほぼ全ての地整に登録しているが、B・C等級は1～2地整のみの登録となっている。
- 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級	C等級
企業特性	平均総合点数	1,850	881	800
	平均経営事項審査点数	1,337	874	798
	平均技術評価点数	514	7	1
	登録地整数	6.2	1.6	1.2
工事特性	直轄工事件数 (シェア)	501 (57.4%)	345 (39.6%)	26 (3.0%)
	直轄工事金額(百万円) (シェア)	120,113 (76.9%)	34,699 (22.2%)	1,435 (0.9%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	239.9	100.6	55.2

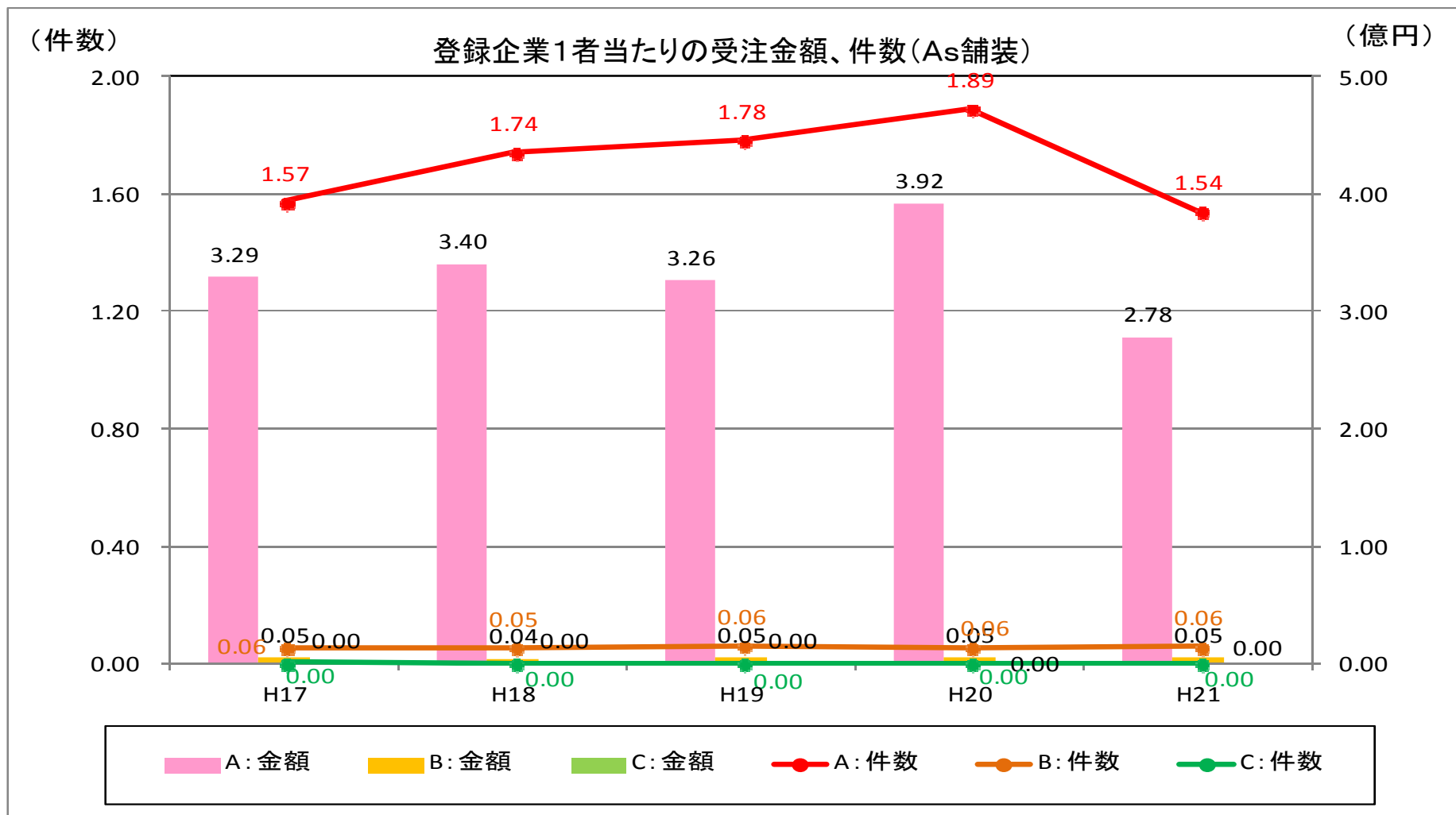
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

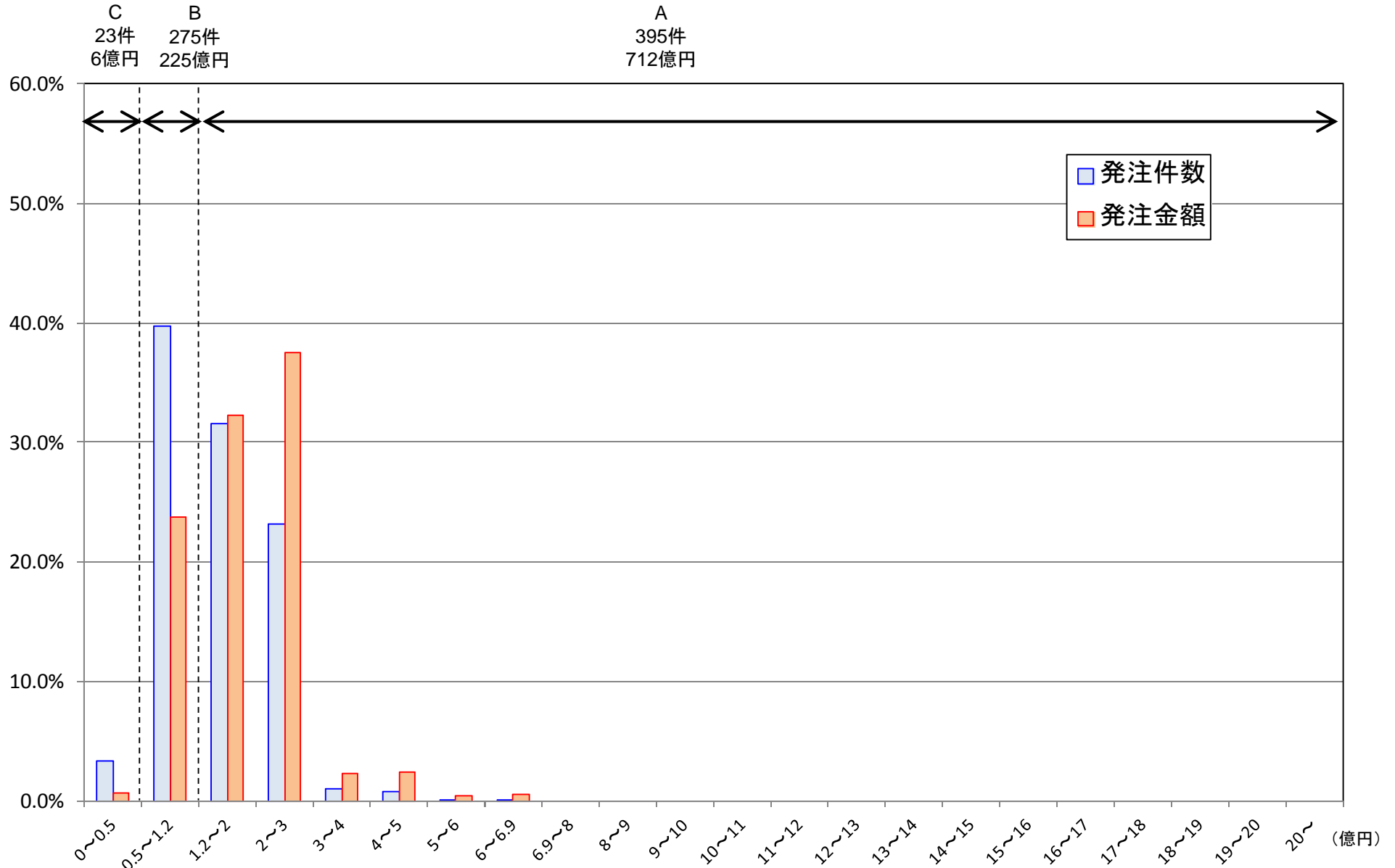
(3) As舗装(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

▶ 等級毎の登録企業1者当たり受注件数はA等級とB・C等級では大きな差があり、特にC等級の発注は極めて少ない。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(3) As舗装(③発注規模別件数、金額)



C 23件 6億円
 B 275件 225億円
 A 395件 712億円

□ 発注件数
□ 発注金額

※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(4) 鋼橋上部(①等級区分毎の企業・工事特性)

- 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A等級はほぼ全ての地整に登録しているが、B等級は約半数の地整への登録となっている。
- 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級
企業特性	平均総合点数	1,566	864
	平均経営事項審査点数	1,186	853
	平均技術評価点数	381	12
	登録地整数	7.0	4.0
工事特性	直轄工事件数 (シェア)	169 (88.9%)	21 (11.1%)
	直轄工事金額(百万円) (シェア)	70,257 (95.8%)	3,083 (4.2%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	415.7	146.8

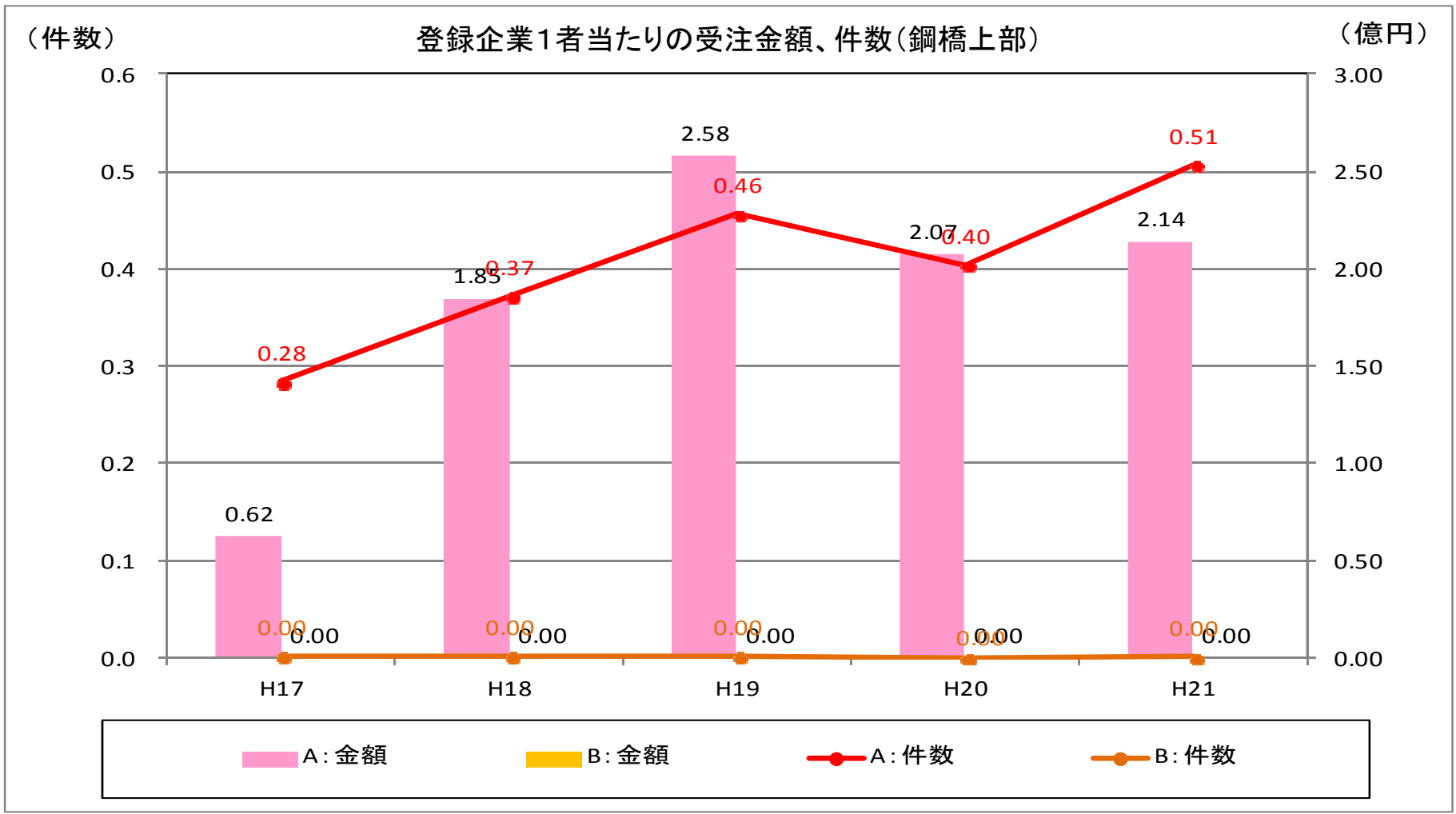
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

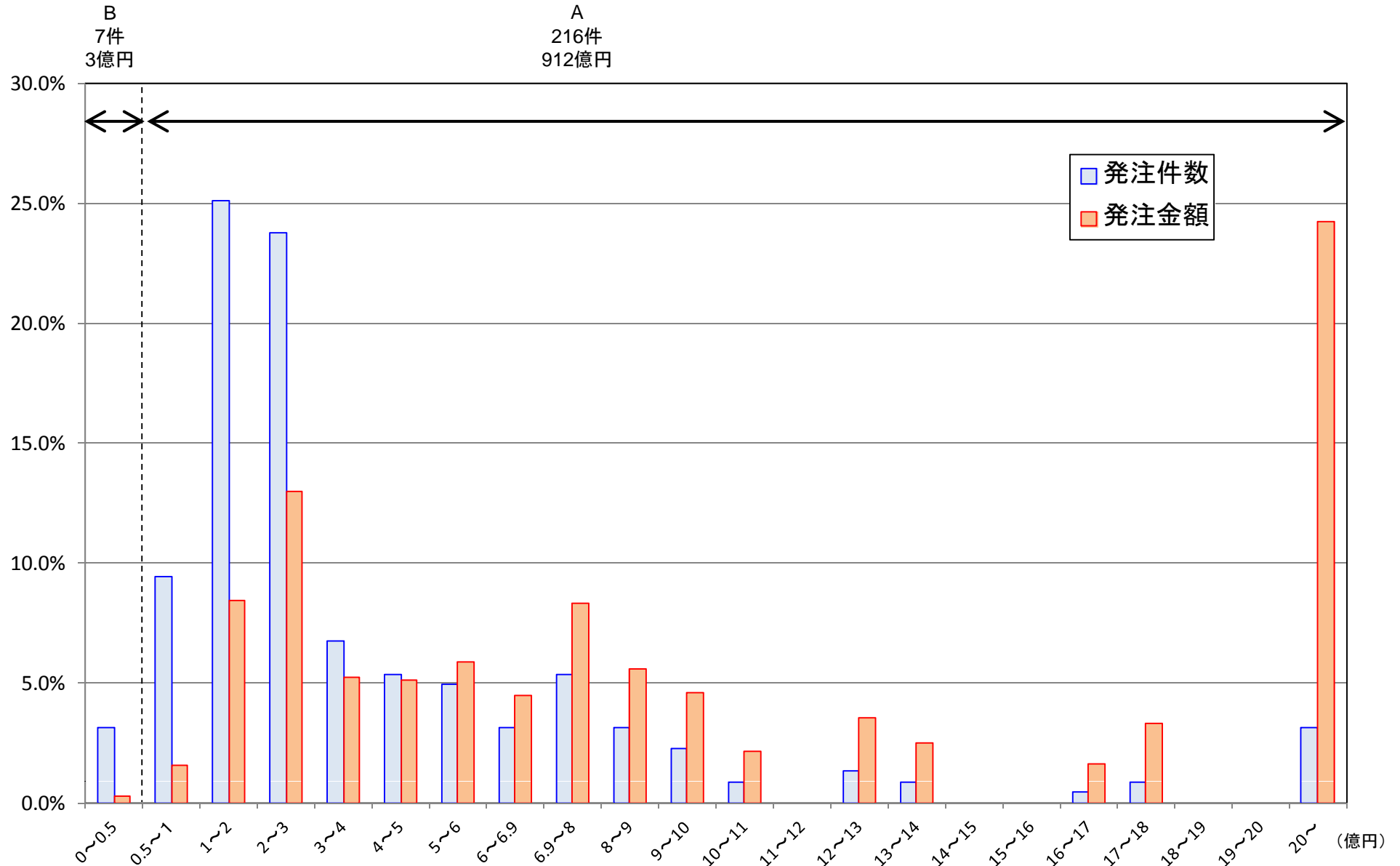
(4) 鋼橋上部(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

➤ 等級毎の登録企業1者当たり受注件数はA等級とB等級では大きな差があり、B等級の発注はほとんどない。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(4) 鋼橋上部(③発注規模別件数、金額)



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(5) 造園(①等級区分毎の企業・工事特性)

- 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、A・B等級の点数が近似している。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A・B等級ともに少数(1~3つ)の地整に登録している。
- 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級
企業 特 性	平均総合点数	984	768
	平均経営事項審査点数	847	745
	平均技術評価点数	138	23
	登録地整数	2.4	1.4
工事 特 性	直轄工事件数 (シェア)	250 (84.3%)	47 (15.7%)
	直轄工事金額(百万円) (シェア)	12,772 (93.1%)	953 (6.9%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	51.0	20.4

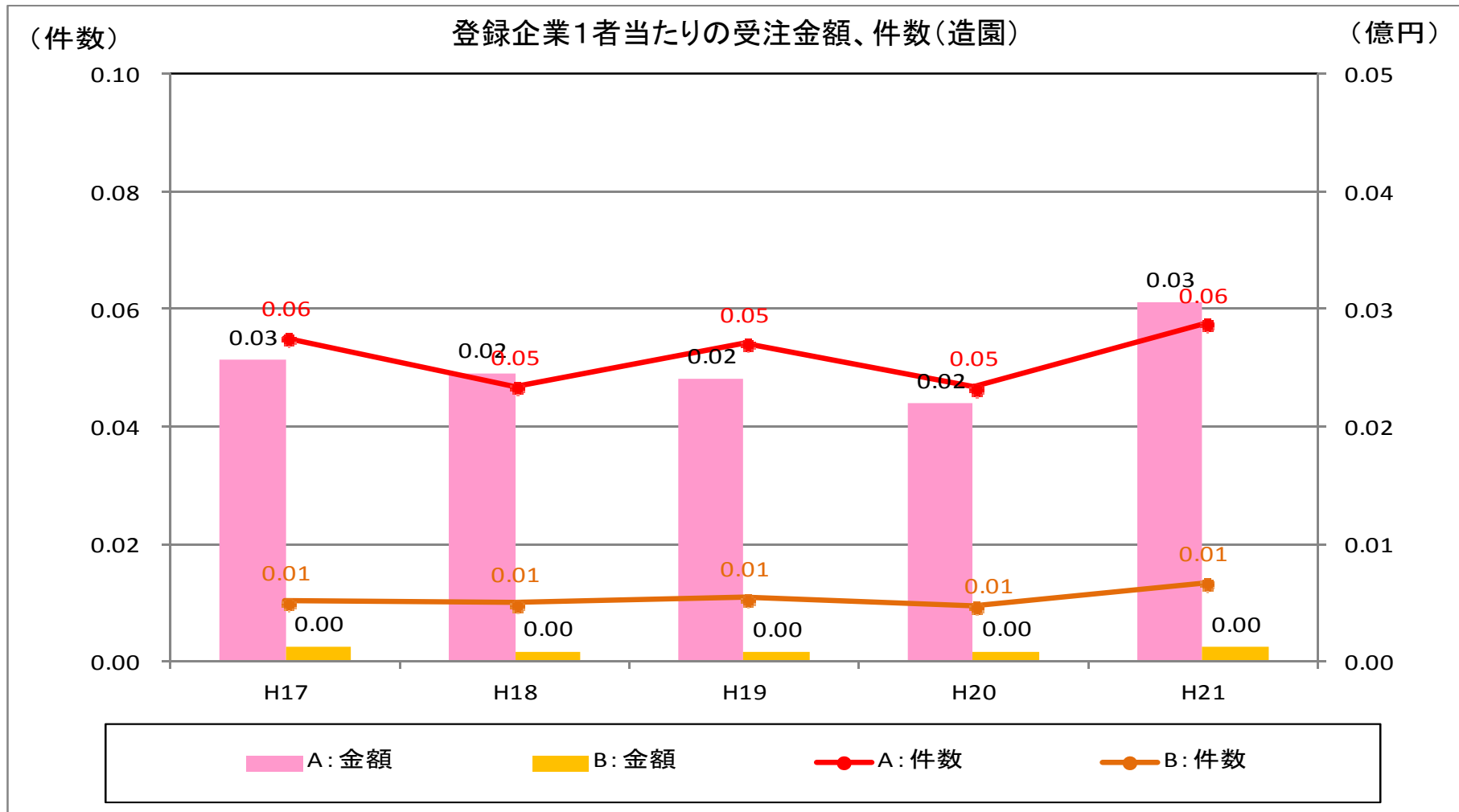
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

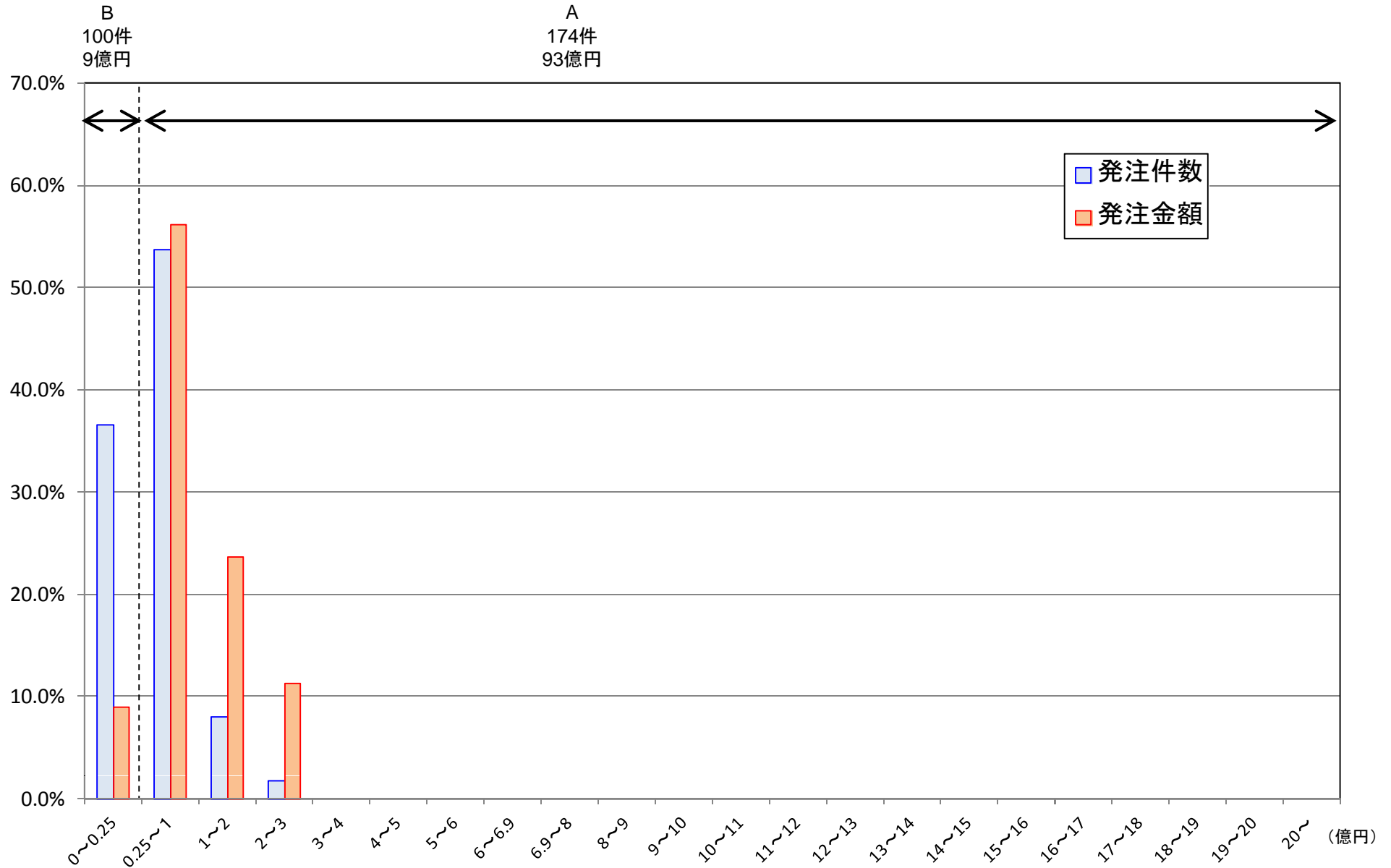
(5) 造園(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

➤ 等級毎の登録企業1者当たりの受注件数は、ほぼ均衡が図られている。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(5) 造園(③発注規模別件数、金額)



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(6) 建築(①等級区分毎の企業・工事特性)

- ▶ 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、C・D等級の点数が近似しているものの、A・B・C等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A等級はほぼ全ての地整で、B等級は約半数の地整で登録しているが、C・D等級は1～2地整のみの登録となっている。
- ▶ 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級	C等級	D等級
企業 特 性	平均総合点数	2,332	1,479	1,003	816
	平均経営事項審査点数	1,658	1,254	931	792
	平均技術評価点数	674	225	72	24
	登録地整数	7.8	4.2	1.6	1.2
工事 特 性	直轄工事件数 (シェア)	33 (6.9%)	55 (11.3%)	289 (59.7%)	108 (22.2%)
	直轄工事金額(百万円) (シェア)	29,972 (46.4%)	14,838 (23.0%)	17,259 (26.7%)	2,544 (3.9%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	901.4	271.0	59.7	23.7

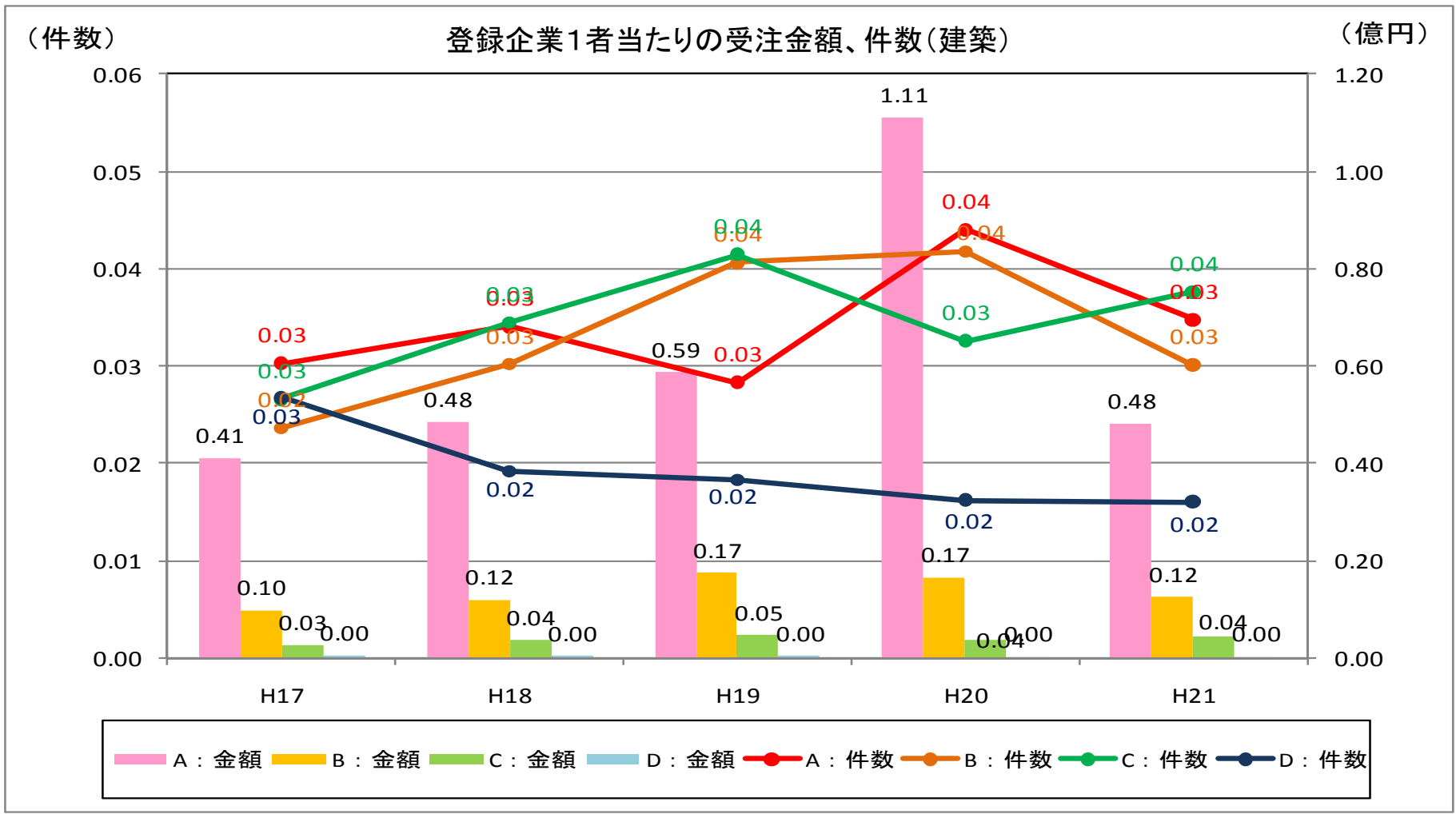
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

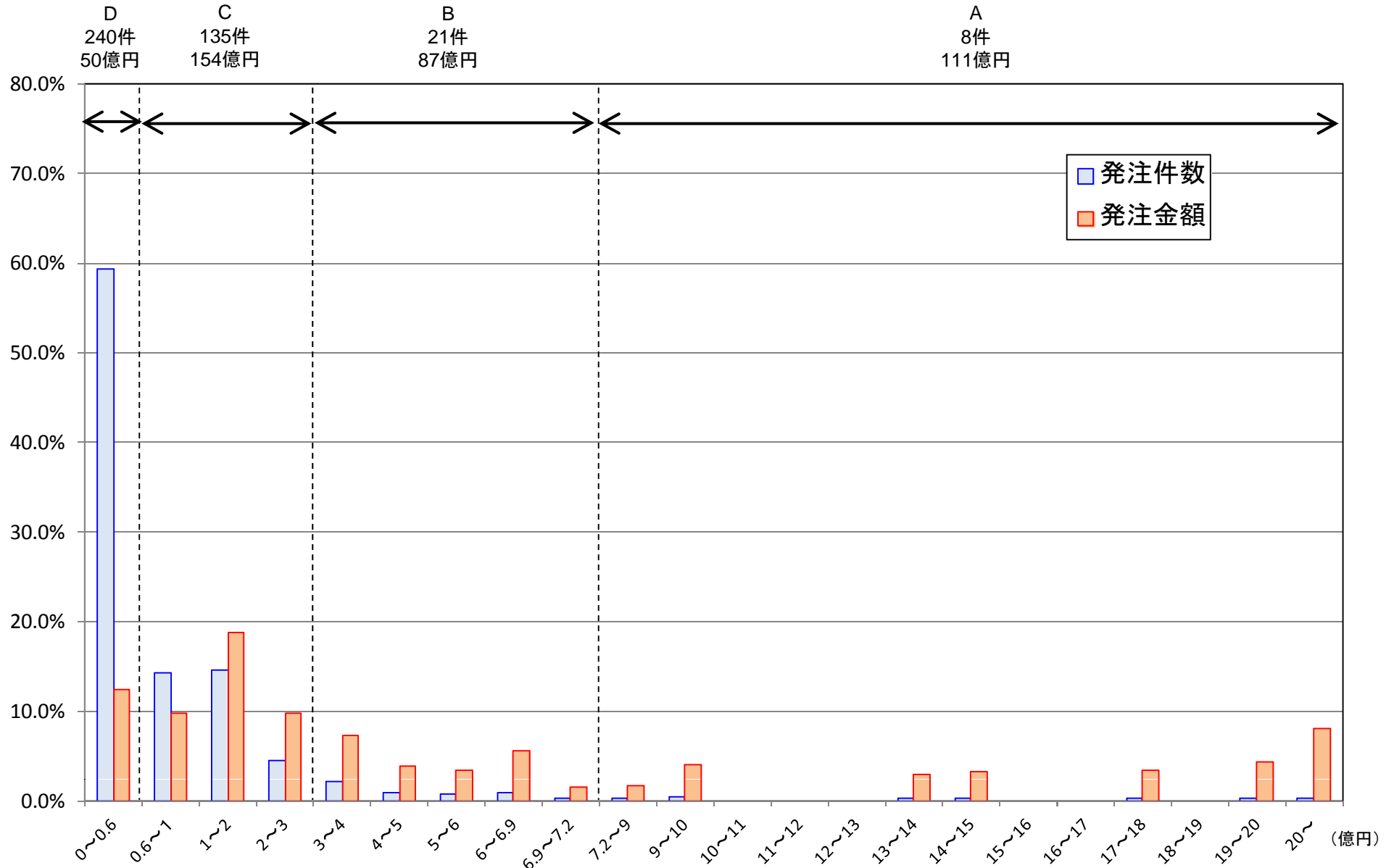
(6) 建築(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

▶ 等級毎の登録企業1者当たりの受注件数は、ほぼ均衡が図られている。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(6) 建築(③発注規模別件数、金額)



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(7) 電気設備(①等級区分毎の企業・工事特性)

- ▶ 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、B・C等級の点数が近似しているものの、A・B等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A等級はほぼ全ての地整に登録しているが、B・C等級は1～2地整のみの登録となっている。
- ▶ 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級	C等級
企業特性	平均総合点数	1,773	997	809
	平均経営事項審査点数	1,518	951	793
	平均技術評価点数	255	46	16
	登録地整数	7.6	2.2	1.5
工事特性	直轄工事件数 (シェア)	46 (16.4%)	168 (59.9%)	67 (23.7%)
	直轄工事金額(百万円) (シェア)	13,354 (51.4%)	11,005 (42.3%)	1,630 (6.3%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	290.3	65.6	24.5

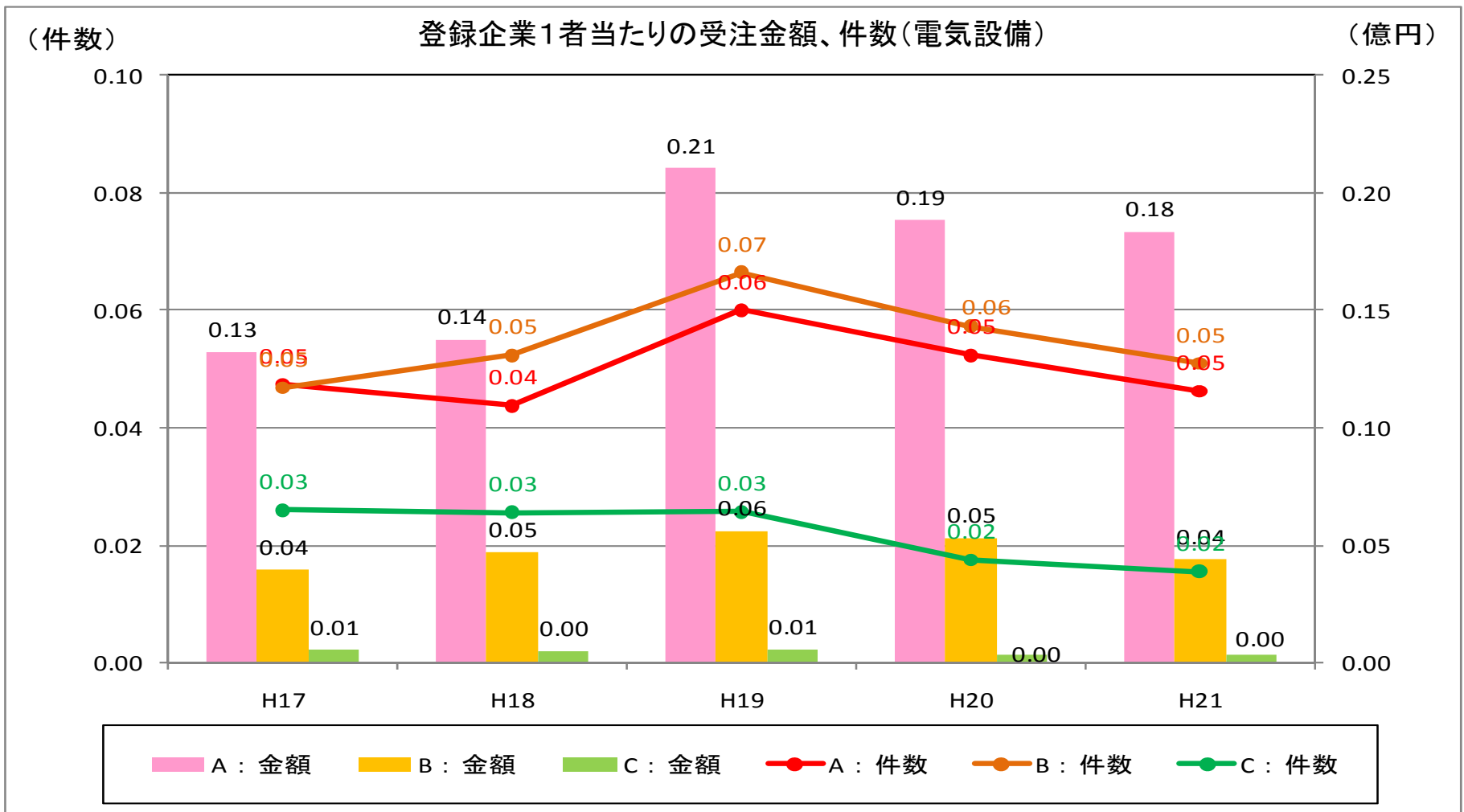
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

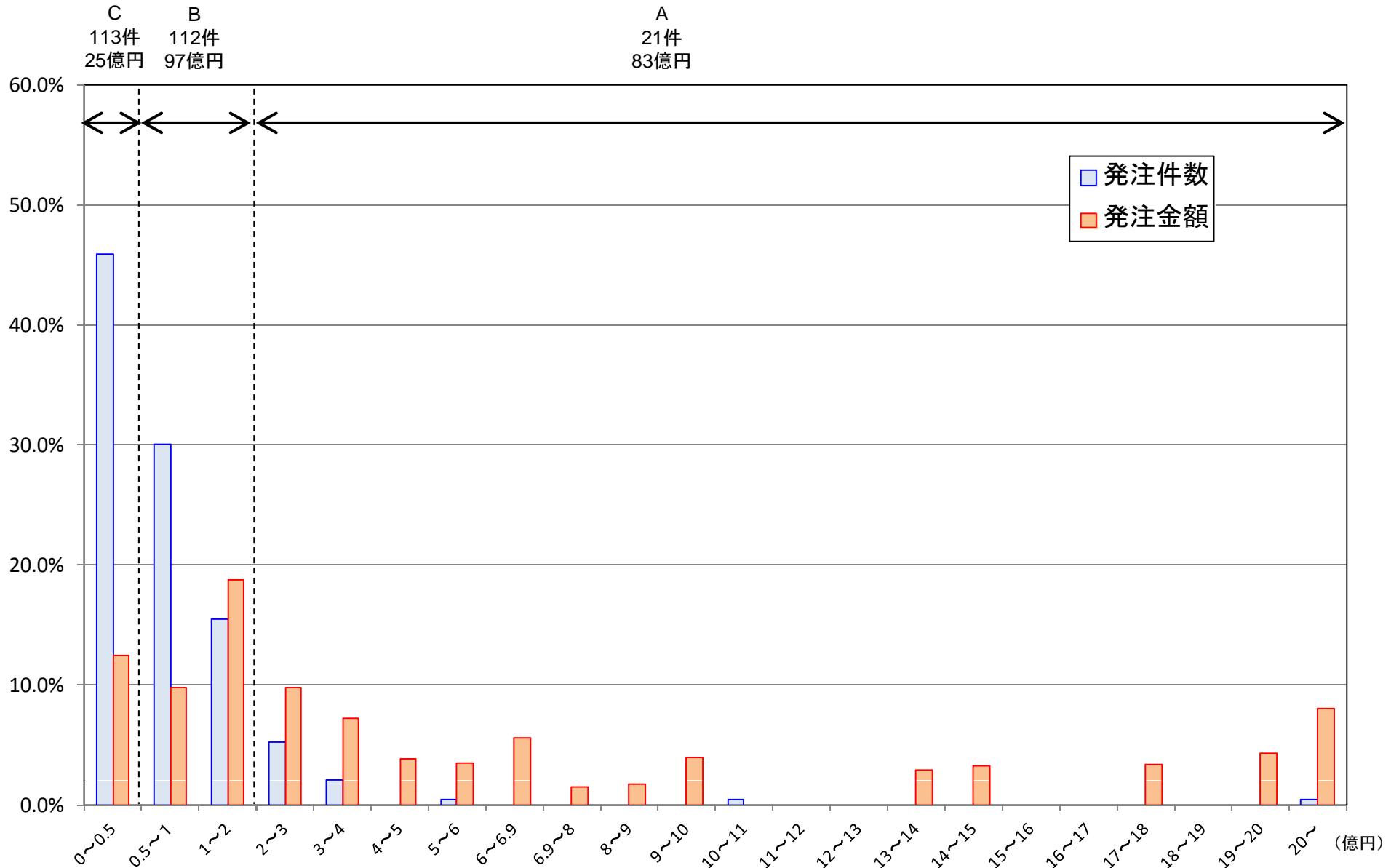
(7) 電気設備(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

▶ 等級毎の登録企業1者当たりの受注件数は、ほぼ均衡が図られている。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(7) 電気設備(③発注規模別件数、金額)



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

(8) 暖冷房設備(①等級区分毎の企業・工事特性)

- ▶ 等級毎の企業の経営力を経審点で見ると、B・C等級の点数が近似しているものの、A・B等級間には一定の差異が認められる。一方、営業体制を登録地整数で見ると、A等級は約半数以上の地整に登録しているが、B・C等級は1～2地整のみの登録となっている。
- ▶ 等級毎に企業の技術力を技術評価点及び1件当たりの平均工事金額で見ると、全ての等級間で一定の差異が認められる。

<等級区分毎の企業・工事特性>

		A等級	B等級	C等級
企業 特 性	平均総合点数	1,637	960	802
	平均経営事項審査点数	1,316	908	786
	平均技術評価点数	321	52	16
	登録地整数	5.4	1.5	1.3
工 事 特 性	直轄工事件数	43	98	22
	(シェア)	(26.2%)	(60.2%)	(13.6%)
	直轄工事金額(百万円)	12,365	5,042	480
	(シェア)	(69.1%)	(28.2%)	(2.7%)
	1件当たり平均工事金額(百万円)	290.9	51.6	21.8

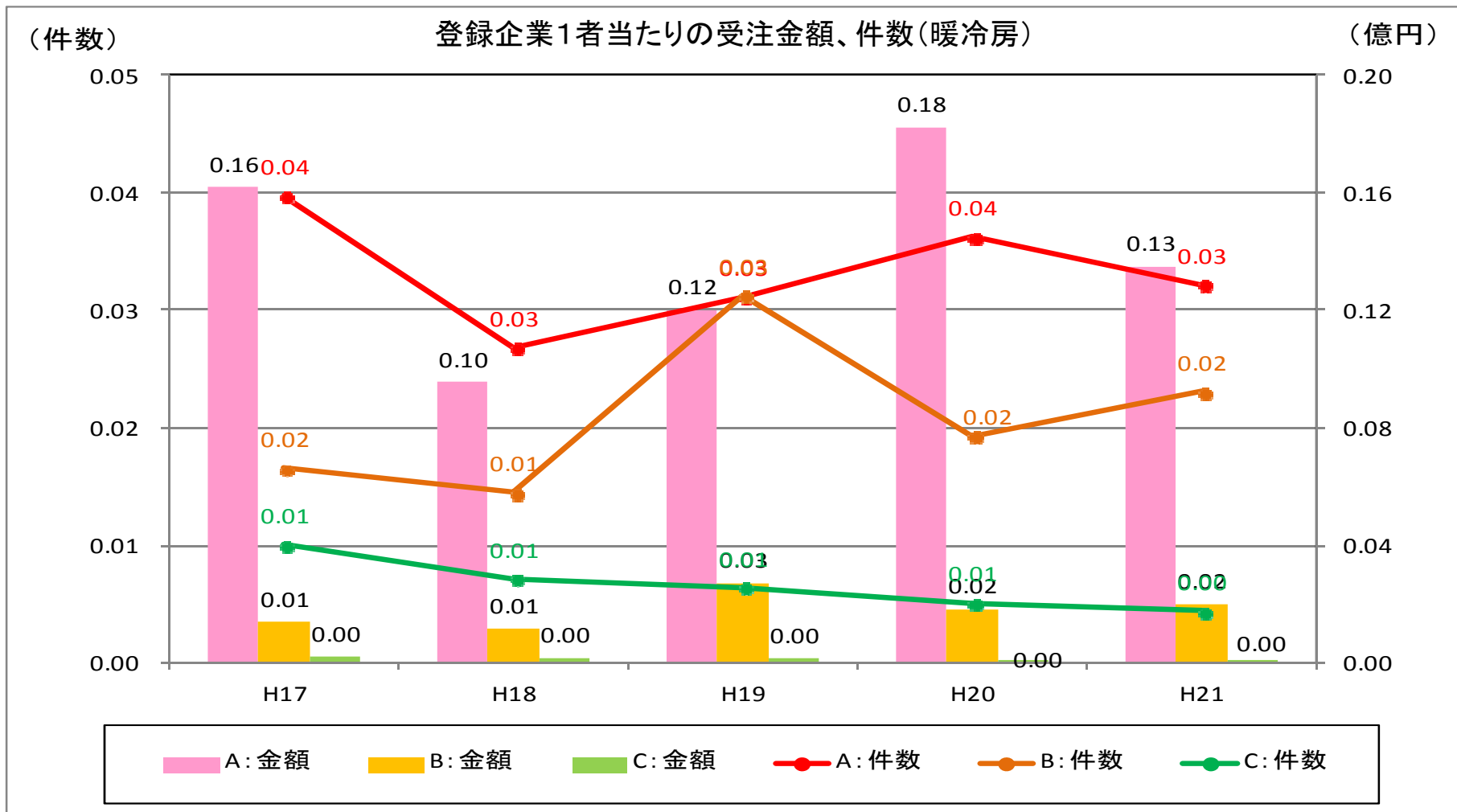
※工事件数・金額は、平成16年10月～平成20年9月の4年間に完成した工事の年平均。

※企業の等級は、平成21・22年度競争参加資格の等級による。地整間で等級が異なる企業は、本店所在地整の等級とした。

※工事の等級は、前記受注企業の等級により分類しており、実際に適用された等級と異なる場合がある。

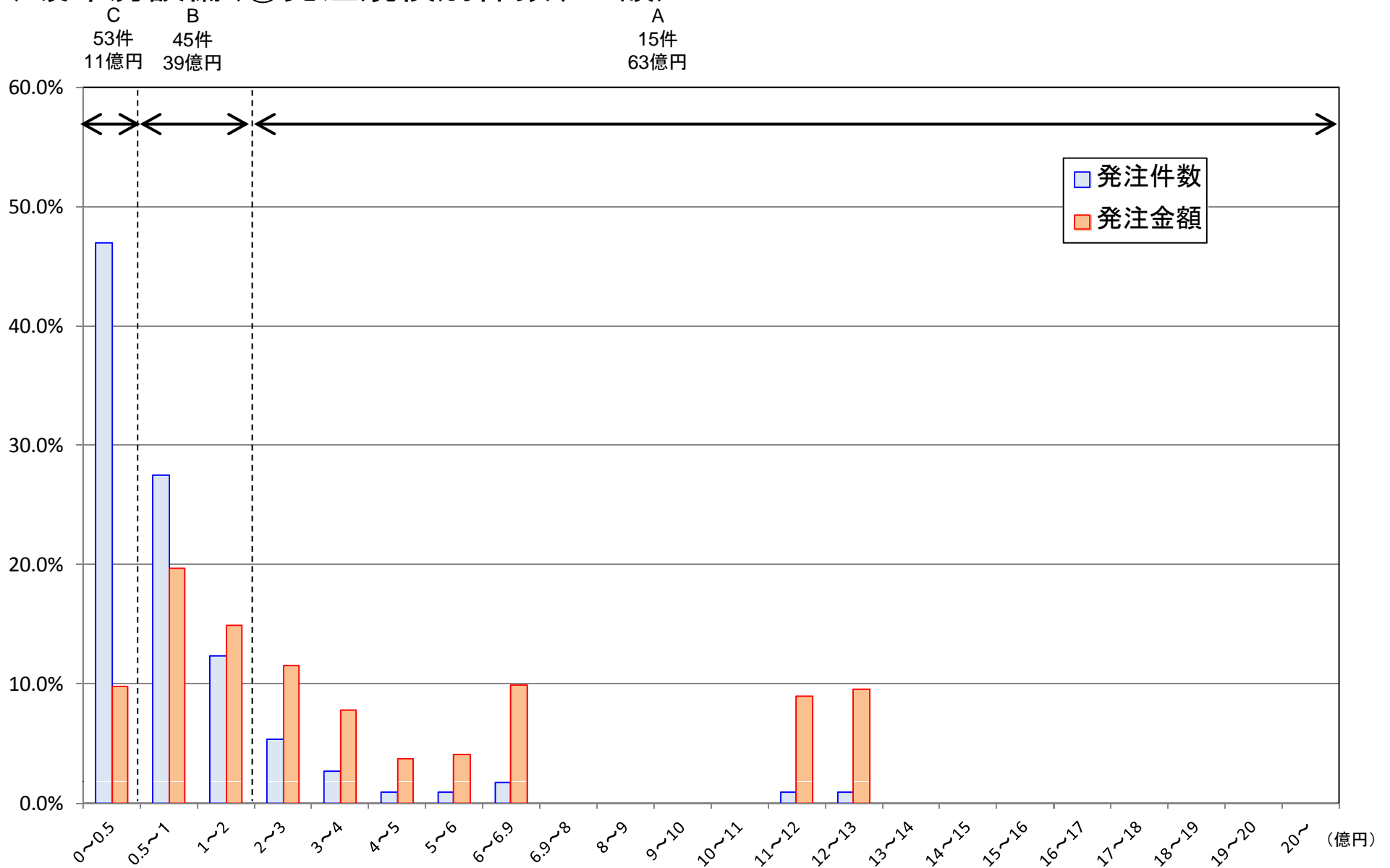
(8) 暖冷房設備(②登録企業1者当たりの受注金額、件数)

▶ 等級毎の登録企業1者当たりの受注件数は、ほぼ均衡が図られている。



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における各年度の契約工事が対象
 ※有資格者数は各年度4月1日時点の値により集計

(8) 暖冷房設備 (③) 発注規模別件数、金額

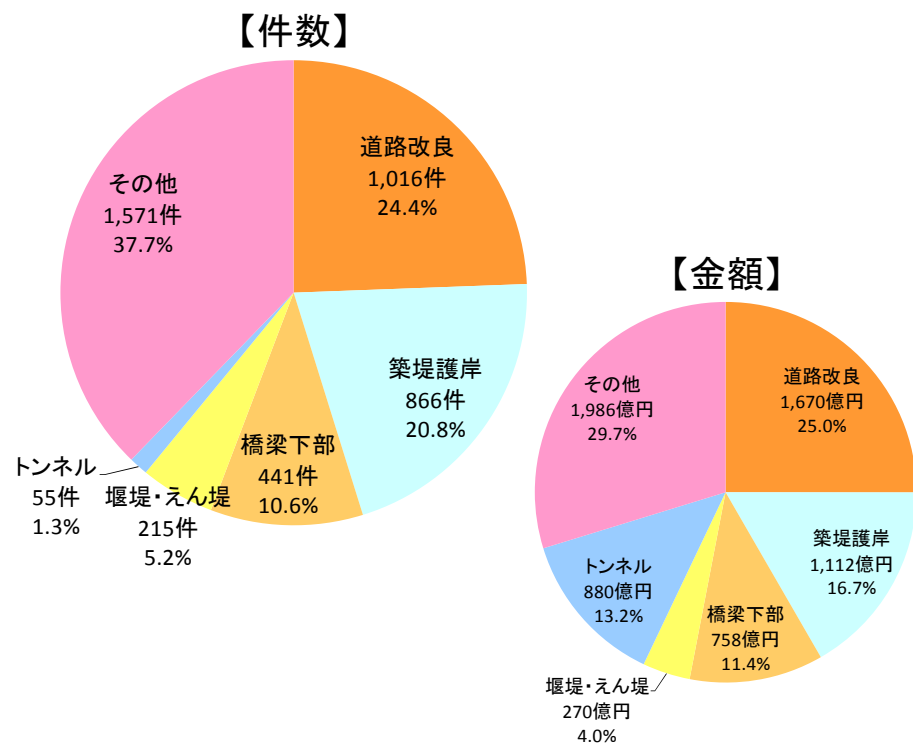


※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

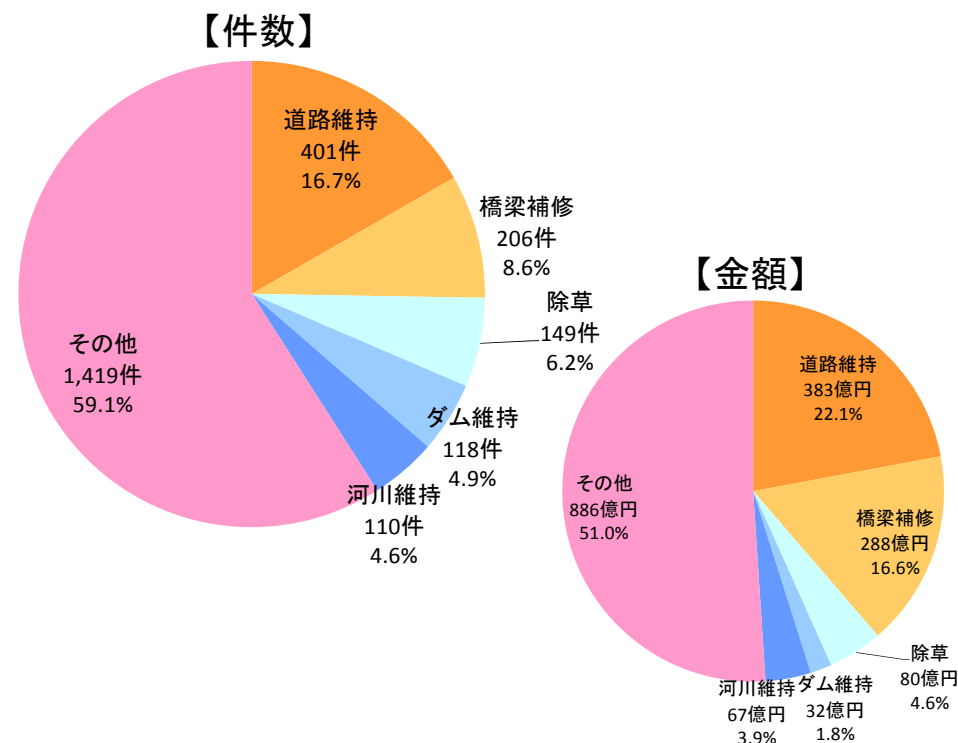
(9) 包括的な工種における工事内容

- 発注量の多い「一般土木」工種の中で、件数、金額ともに、道路改良(件数24.4%、金額25.0%)、築堤護岸(同20.8%、16.7%)、橋梁下部(同10.6%、11.4%)が多く、またトンネル工事は件数割合は少ない(1.3%)が金額割合(13.2%)は多い。
- 「維持修繕」工種の中では、道路維持(同16.7%、22.1%)、橋梁補修(同8.6%、16.6%)が多い。

＜一般土木の工事内容内訳＞



＜維持修繕の工事内容内訳＞



※8地方整備局(港湾空港関係除く)における平成21年度の契約工事が対象

分析結果

- 分析の結果、「一般土木」、「As舗装」、「鋼橋上部」について、等級区分の見直しを検討することとする。

見直しの方向性(案)

- 「一般土木」においては、十分な競争環境を確保する観点から必要に応じてD等級をC等級に統合して運用することを検討する。
- 「As舗装」、「鋼橋上部」については、これらの工種で対応できる補修工事を発注することを含め、等級の見直しについて検討する。

等級区分(境界値)の設定

- 等級区分(境界値)の設定にあたっては、今後の工事の発注量、内容(難易度等)、これを施工するのに必要な経営力・技術力、十分な競争環境を確保する企業数等を総合的に勘案し、総合点数により区分する。なお、工事の難易度等により、同一等級では十分な競争環境の確保が図られない場合には、複数等級企業を対象とした入札参加要件に設定について配慮する。

(1) 経過措置に対するアンケート結果について

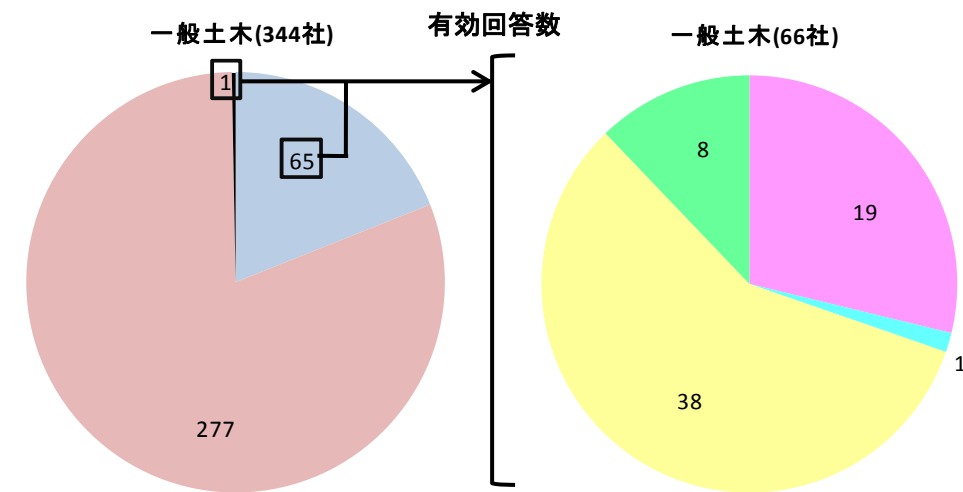
① 上位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業

- ▶ 平成21・22年度競争参加資格審査において、経過措置を適用した企業(一般土木)にその理由をアンケート調査し344社(有効回答率75.9%)からの回答を得た。
- ▶ 上位等級に変更すべきところ、従来等級に留まった企業から得た有効回答数は66社(有効回答率66.7%)であった。

	経過措置前等級	経過措置等級	送付数(社)	有効回答数(社)	有効回答率(%)
上位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業	A	B	24	19	79.2
	A	C	1	1	100
	B	C	46	38	82.6
	C	D	28	8	28.6
	計		99	66	66.7
下位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業	B	A	5	3	60.0
	C	B	32	19	59.4
	D	C	317	256	80.8
	計		354	278	78.5
合計			453	344	75.9

※有効回答数の中には、複数の地整において経過措置を適用した企業が含まれるが、このうち1社は、上位等級から下位等級、下位等級から上位等級への経過措置を同時に適用した企業が含まれる。

■ アンケート回収企業数
■ 上位等級に変更となるべきところ、従来等級に留まった企業数



- 上位等級となるべきところ従来等級に留まった企業
- 下位等級となるべきところ従来等級に留まった企業
- 経過措置適用前の等級が上位・下位とも存在
- A等級に変更となるべきところB等級に留まった企業
- A等級に変更となるべきところC等級に留まった企業
- B等級に変更となるべきところC等級に留まった企業
- C等級に変更となるべきところD等級に留まった企業

a)理由

- A等級に変更すべきところ、B等級に留まった企業は、「競争の結果受注機会が減少する」という理由が最も多く(78.9%)、次いで「希望する工事の発注量が少ない」(68.4%)となっている。
- B等級に変更すべきところ、C等級に留まった企業は、「希望する工事の発注量が少ない」という理由が最も多く(92.1%)、次いで「競争の結果受注機会が減少する」(63.2%)、「営業体制を有していない」(60.5%)となっている。

■上位等級に変更となるべきところ、従来等級に留まった理由

経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	上位等級では当社の受注を希望する内容の工事の発注量が少ないため。	上位等級の工事の受注に対応した技術力、営業体制を有していないと考えたため。	上位等級では同等級の他企業との競争の結果、受注機会が減少してしまうと考えたため。	当社の経営方針(技術力の育成、営業体制等)が従来等級の工事を対象としたものであるため。	その他
A	B	19	13 (68.4%)	9 (47.4%)	15 (78.9%)	4 (21.1)	1 (5.2%)
A	C	1	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)
B	C	38	35 (92.1%)	23 (60.5%)	24 (63.2%)	18 (47.4%)	7 (18.4%)
C	D	8	0 (0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	0 (0%)
計		66	49 (74.2%)	36 (54.5%)	43 (65.2%)	24 (36.4%)	8 (12.1%)

b).資格審査、経過措置に対する意見等

➤ 経過措置適用前等級に関わらず、「経過措置の継続」を要望する企業が最も多いが、半数には満たない。

■ 資格審査、経過措置に対する意見等

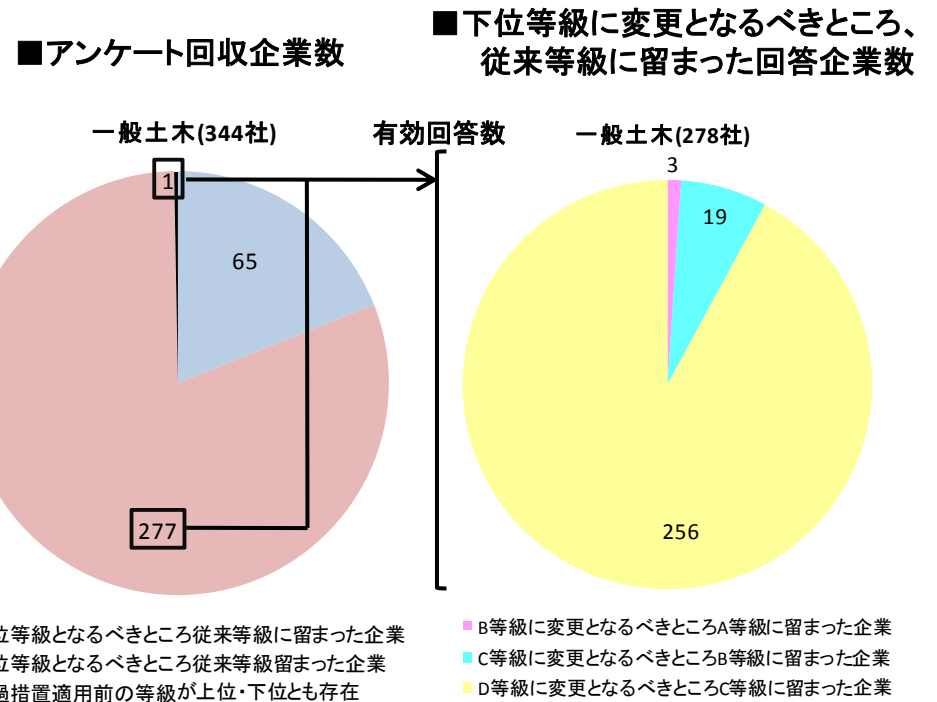
経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	経過措置の継続	基準点(線引き)の見直し	算定式の見直し	技術評価点の重み	その他
A	B	19	10 (52.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (10.5%)
A	C	1	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
B	C	38	18 (47.4%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	2 (5.3%)	5 (13.2%)
C	D	8	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
計		66	29 (43.9%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	7 (10.6%)

② 下位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業

- ▶ 平成21・22年度競争参加資格審査において、経過措置を適用した企業(一般土木)にその理由をアンケート調査し344社(有効回答率75.9%)からの回答を得た。
- ▶ 下位等級に変更すべきところ、従来等級に留まった企業から得た有効回答数は278社(有効回答率78.5%)であった。

	経過措置前等級	経過措置等級	送付数(社)	有効回答数(社)	有効回答率(%)
上位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業	A	B	24	19	79.2
	A	C	1	1	100
	B	C	46	38	82.6
	C	D	28	8	28.6
	計		99	66	66.7
下位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業	B	A	5	3	60.0
	C	B	32	19	59.4
	D	C	317	256	80.8
	計		354	278	78.5
合計			453	344	75.9

※有効回答数の中には、複数の地整において経過措置を適用した企業が含まれるが、このうち1社は、上位等級から下位等級、下位等級から上位等級への経過措置を同時に適用した企業が含まれる。



a)理由

- B等級に変更となるべきところ、A等級に留まった企業及びC等級に変更となるべきところ、B等級に留まった企業は、「経営方針が従来等級を対象としている」という理由が最も多い(66.7%、73.7%)。
- 一方、D等級に変更となるべきところ、C等級に留まった企業は、「希望する工事の発注量が少ない」という理由が最も多く(91.4%)、次いで「経営方針が従来等級を対象としている」(56.6%)となっている。

■ 下位等級に変更となるべきところ、従来等級に留まった理由

経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	下位等級では当社が受注を希望する内容の工事の発注量が少ないため。	当社の経営方針(技術力の育成、営業体制等)が従来等級の工事を対象としたものであるため。	下位等級への位置づけはこれまでの当社の社風等から鑑みてふさわしくないため。	その他
B	A	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0%)	0 (0%)
C	B	19	3 (15.8%)	14 (73.7%)	1 (5.2%)	5 (26.3%)
D	C	256	234 (91.4%)	145 (56.6%)	20 (7.8%)	3 (1.2%)
計		278	238 (85.6%)	161 (57.9%)	21 (7.6%)	8 (2.9%)

b).資格審査、経過措置に対する意見等

➤経過措置適用前等級に関わらず、「経過措置の継続」を要望する企業が最も多いが半数に満たない。

■資格審査、経過措置に対する意見等

経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	経過措置の継続	基準点(線引き)の見直し	算定式の見直し	技術評価点の重み	その他
B	A	3	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
C	B	19	5 (26.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (15.7%)
D	C	256	87 (34.0%)	7 (2.7%)	8 (3.1%)	1 (0.4%)	31 (12.1%)
計		278	92 (33.1%)	7 (2.5%)	8 (2.9%)	1 (0.4%)	34 (12.2%)

③ 下位等級に変更になるべきところ従来等級に留まった企業のうち、
技術評価点ゼロ点企業

- 技術評定点ゼロ点企業が従来等級(C等級)に留まった理由としては、「発注量が少ない」が最も多く(92.3%)、次いで「経営方針が従来等級を対象としている」(53.8%)となっている。
- また、資格審査、経過措置に対する意見としては、「経過措置の継続」の要望が最も多いが半数に満たない。

a) 理由(技術評価点ゼロ点企業)

経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	下位等級では当社が受注を希望する内容の工事の発注量が少ないため。	当社の経営方針(技術力の育成、営業体制等)が従来等級の工事を対象としたものであるため。	下位等級への位置づけはこれまでの当社の社風等から鑑みてふさわしくないため。	その他
D	C	13	12 (92.3%)	7 (53.8%)	0 (0%)	0 (0%)

b) 資格審査、経過措置に対する意見等(技術評価点ゼロ点企業)

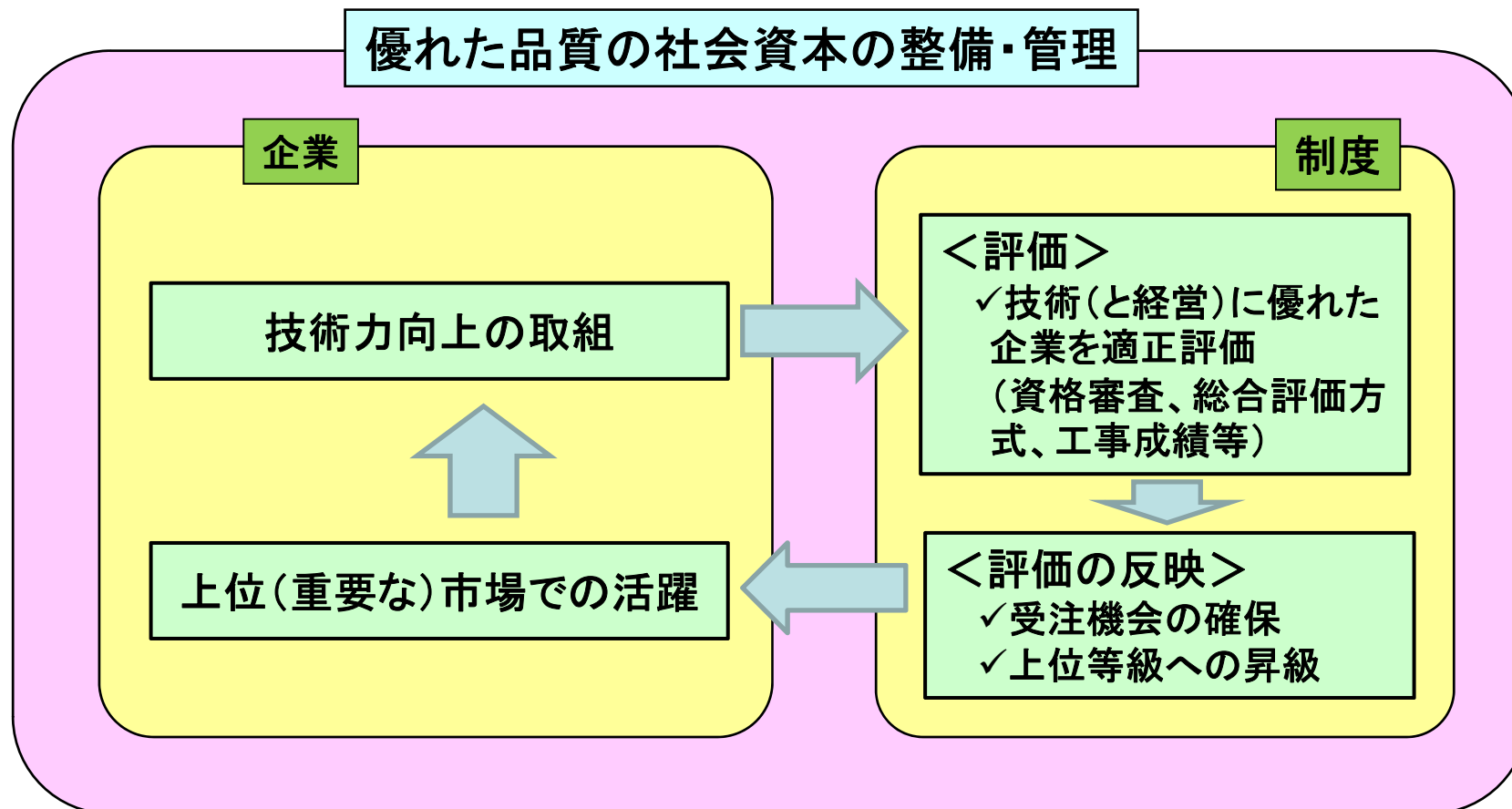
経過措置前等級	経過措置等級	有効回答数(社)	経過措置の継続	基準点(線引き)の見直し	算定式の見直し	技術評価点の重み	その他
D	C	13	6 (46.2%)	2 (1.5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (7.7%)

【課題2-a）】上位等級への参入等の制度設計

(1) 技術力向上を促進する制度の基本的な考え方

➤優れた品質の社会資本の整備・管理が行われるためには、技術と経営に優れた企業が適正に評価され、上位(重要な)市場で活躍可能な制度設計とする。

【技術力向上を促進する制度設計のイメージ】



(2) 上位等級に昇級した場合のメリット・デメリット

➤ 上位等級に位置づけられた場合、大規模な工事に対する受注機会が得られる一方、上位企業との競争等により受注機会を失うと考えている企業が多い。

上位等級に昇級した場合のメリット・デメリット(一般土木の場合)

	B→Aに昇級した場合	C→Bに昇級した場合	D→Cに昇級した場合
メリット	<p>※ほとんどのB等級の企業は、WTO一般競争参加要件(経営事項審査点1,200点以上)を満たしているため、メリットなし。</p>	<p>○より大規模の工事に対する受注機会が得られる。</p> <p>○競合企業数が減少。</p>	<p>○より大規模の工事に対する受注機会が得られる。</p> <p>○入札参加機会(発注件数)が増加。</p>
デメリット	<p>×スーパーゼネコンを含む大手企業との競争であること、WTO一般競争にしか参加できないため、参加機会・受注機会が減少する。</p> <p>△受注できる工事の規模・内容が変わるため、営業体制等の見直しが必要。</p> <p>△大規模工事に対応した技術力・営業体制が求められる。</p>	<p>×入札参加機会(発注件数)が減少。</p> <p>×受注できる工事の規模・内容が変わるため、営業体制等の見直しが必要。</p> <p>△実績と異なる工事の受注は競争条件上不利(同種工事实績がないと総合評価で低評価)、競争参加資格を満たさない可能性もあり。</p>	<p>△上位の企業との競争や実績と異なる工事の受注は競争条件上不利(同種工事实績がないと総合評価で低評価)、競争参加資格を満たさない可能性もあり。</p> <p>△受注できる工事の規模・内容が変わるため、営業体制等の見直しが必要な場合がある。</p>

(3) 上位等級への昇級を促進する制度設計(案)

- 企業の技術力の向上を促進するため、技術評価点の高い下位等級企業を中心に上位等級工事への参加機会を拡大する「段階的昇級」を検討する。

(技術力を向上させる企業)

【第1段階】

下位等級企業のうち、技術評価点の高い企業については、上位等級への参加機会を拡大する。

(「くり上がり」参加機会の拡大)

各々の企業において、今後の経営方針、営業体制を検討

更に技術力を向上、受注量を増加させると・・・

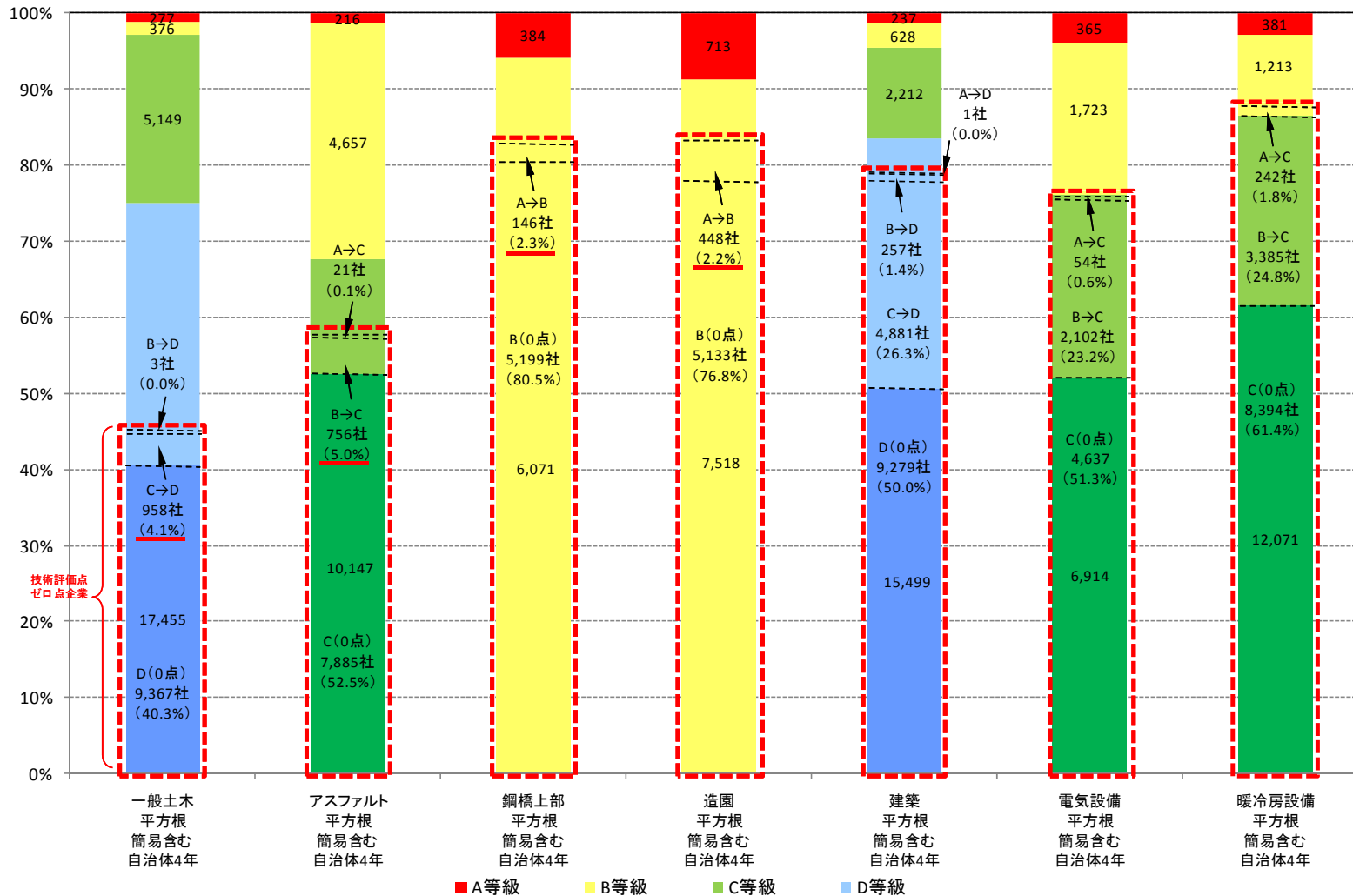
【第2段階】

上位等級に昇級する。

【課題2-b）】技術評価点ゼロ点への対応

(1) ゼロ点企業の状況

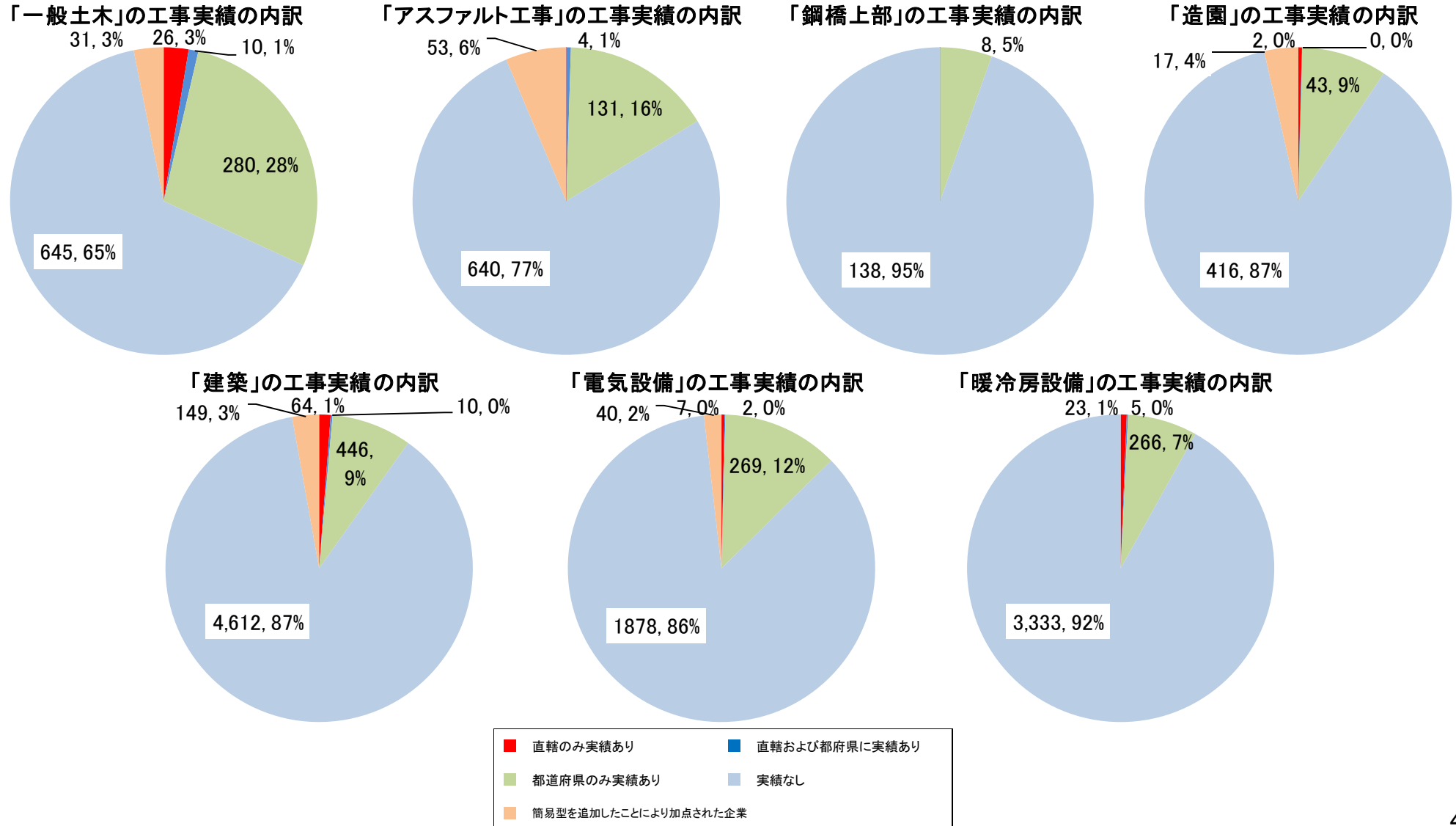
▶ 登録企業に占める技術評価点がゼロ点企業は、どの等級においても、40%～90%と多くを占めるが、上位等級から降級する企業数でみると、一般土木、As舗装、鋼橋上部、造園で5%程度である一方、建築、電気設備、暖冷房は2割を超える。



【課題2-b）】技術評価点ゼロ点への対応

(2) 技術評価点ゼロ点により最下位等級となった企業の内訳

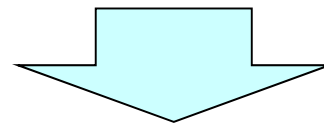
➤ 技術評価点ゼロ点の企業の大部分は直轄及び都道府県において実績のない企業である。



【課題2-b）】技術評価点ゼロ点への対応

(3) ゼロ点企業の取扱いに係るメリット・デメリット

	最下位等級とした場合	総合点数による等級とした場合
メリット	<ul style="list-style-type: none">○実績のない企業、成績の低い企業を上位工事から排除することによる品質の確保が可能○技術力の高い企業の受注機会が増大	<ul style="list-style-type: none">○実績のない企業にも上位工事への参入機会を提供
デメリット	<ul style="list-style-type: none">△ゼロ点企業が多い場合は、かえって各々の等級内の競争環境を乱す恐れがある。	<ul style="list-style-type: none">△十分な技術力を有しない企業が上位工事に参入し、過当競争の恐れ

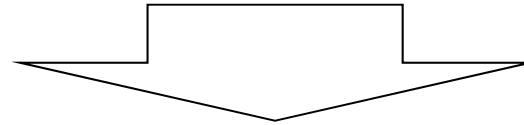


一般土木、As舗装、鋼橋上部、造園においては、技術評価点ゼロ点企業は最下位等級とすることを検討する。

【課題2-c）】経過措置の適否

H21・22経過措置に対する声

- 経過措置に関するアンケート結果から、経過措置を活用した企業側の理由としては、「発注量の減少」「受注機会の減少」「営業体制の不適用」を掲げる企業が有効回答数の半数以上を占めている。
- 一方、経過措置の継続を要望する企業は多いものの、有効回答数の半数に満たなかった。



H23・24における対応案

- 今回の検討で、等級区分(境界値)の設定にあたっては、今後の発注量や企業の経営力・技術力等を総合的に勘案すること、下位等級企業の上位等級への参入機会の確保を図ること等により、H21・22審査時の経過措置の必要性を軽減する。
- H23・24においては、(今後、最新データが算出された時点で)競争参加機会の確保等の観点から経過措置が必要な場合は最小限のものとして検討する。

発注にあたって配慮すべき事項

(実績のない企業、地域企業の受注機会の確保等)

- 個々の工事発注にあたっては、同等の技術力を有する企業が競争できるよう、工事の内容に適した工種による発注に努めることとし、**いたずらに包括的な工種(一般土木、維持修繕等)による発注を行わない。**
- **直轄工事の実績のない企業の参入機会を確保**するため、技術的な難易度の低い工事においては、競争参加資格要件から数値要件を設定しないこととするとともに、**都道府県等他の発注機関の工事成績を評価できる制度構築**について検討する。
- **地域企業の受注機会に対して配慮**するため、引き続き地域精通度・貢献度の評価を適切に行うとともに、下位等級企業の上位等級工事への参加を拡大する場合の評価や建設業の地域に果たす役割に更に配慮した評価の方法について検討する。また、**元請企業だけでなく下請企業や資材供給会社の技術力、災害時の対応力も含む地域貢献度等を評価できるような制度改善を検討**する。また、下請企業の成績の付与及びそのデータベースの整備を検討する。